

目黒区空家適正管理助成金交付要領

令和元年8月5日付け目都整第963号決定

(趣旨)

第1条 この要領は、目黒区空家適正管理助成金交付要綱（令和元年8月5日付け目都整第961号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成要件)

第2条 要綱第4条第3号に規定する助成要件について、空家を所有する者（以下「所有者」という。）が助成金を申請する場合は当該所有者が前年度の区市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこととし、法定相続人が助成金を申請する場合は所有者及び当該法定相続人のうち助成金を申請する者が前年度の区市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこととする。

(助成対象期間及び回数制限)

第3条 要綱第5条の助成を受けることができる期間及び回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間及び回数とする。

- (1) 管理委託助成 初回申請月以降の継続した最長36ヶ月以内
- (2) 樹木せん定助成 管理委託助成を受けている期間内で1回限り

(継続申請の期限)

第4条 要綱第7条第2項に規定する当該年度毎の申請について、継続して管理委託助成を受ける場合は、当該年度の6月末日までに再度申請するものとする。なお、6月末日を過ぎて申請が行われたときは、当該申請月以降のみを助成対象とし、当該申請月前については助成対象に含めない。

(申請に関する必要書類)

第5条 要綱第7条第1項第1号に係る必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内図等申請する空家の位置が明確に分かるもの
- (2) 管理委託に関する契約書
- (3) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 当該年度の固定資産税等納税通知書又は課税明細書
 - イ 家屋名寄帳
 - ウ 空家の登記簿謄本（建物の全部事項証明書）
- (4) 写真台帳（空家の外観、状態を表す写真）
- (5) 前年度の区市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- (6) 前年度の当該空家に関する固定資産税等納税(課税)証明書
- (7) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明する書類
- (8) 法定相続人であることを証明する書類（申請者が法定相続人の場合）
- (9) その他必要と認める書類

第6条 要綱第7条第1項第2号に係る必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 樹木のせん定に関する契約書又は見積書
- (2) 写真台帳（空家及び樹木の状態を表す写真）
- (3) その他必要と認める書類

第7条 要綱第11条第1項第1号に係る必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理委託に要した費用の領収書その他費用の支払いをしたことを証する書類
- (2) 写真台帳（適切な管理がなされていること及び連絡先の掲示を証明するもの）
- (3) その他必要と認める書類

第8条 要綱第11条第1項第2号に係る必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 樹木せん定に要した費用の領収書その他費用の支払いをしたことを証する書類
- (2) 写真台帳（樹木のせん定が適切になされたことを証明するもの）
- (3) その他必要と認める書類

（実績報告の期間）

第9条 要綱第11条第3項に規定する提出期間は、当該年度の3月31日から翌年度の4月15日までとする。

（交付請求の期限）

第10条 要綱第14条第1項に規定する助成金の交付請求の期限は、金額の確定通知を受けた日から10日以内とする。

付 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。